

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく認定

○建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料(基準適合認定・表示認定)

1.【住宅(表1)】

【住宅】 建築物の戸数、床面積		1件あたりの手数料の金額(円)			
		事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)	左記以外 (県へ直接申請する場合)		
			標準的な評価法	簡易な評価法(※2)	
一戸建ての住宅		5,000	36,800	18,700	
共同住宅等	住戸部分	1戸	5,000	36,800	18,700
		～5戸	10,100	74,500	35,300
		～10戸	17,300	104,800	51,200
		～25戸	28,900	147,500	73,600
		～50戸	48,400	211,900	111,100
		～100戸	86,800	303,800	168,100
		～200戸	137,400	411,500	239,500
		～300戸	173,600	539,600	309,500
	301戸～	185,100	633,600	352,100	
	共用部分	～300㎡	10,100	117,900	117,900
		～2,000㎡	28,900	194,500	194,500
		～5,000㎡	86,800	303,000	303,000
		～10,000㎡	137,400	389,100	389,100
		～25,000㎡	173,600	465,100	465,100
25,000㎡～		217,000	541,700	541,700	

2.【非住宅建築物(表2)】

【非住宅建築物】 建築物の床面積	1件あたりの手数料の金額(円)		
	事前審査等、知事が別に定める方法により技術的審査を経て、県へ申請する場合(※1)	左記以外 (県へ直接申請する場合)	
		標準的な評価法	簡易な評価法(※3)
～300㎡	10,100	260,400	93,800
～2,000㎡	28,900	415,100	157,300
～5,000㎡	86,800	590,900	254,700
～10,000㎡	137,400	724,700	332,600
～25,000㎡	173,600	854,200	399,800
25,000㎡～	217,000	975,000	469,000

3.【複合宅建築物(表3)】

区分	1件あたりの手数料の金額(円)
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、イ及びニの金額を合算した額又はロ、ハ及びニの金額を合算した額。 イ 一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じたこの表1に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ハ 複合建築物の共用部分の床面積に応じたこの表1に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額 ニ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じたこの表2に掲げる非住宅建築物の手数料の金額 (事前審査等、知事が別に定める方法は※1による)
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、この表1に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額(事前審査等、知事が別に定める方法は※1による)

- ※1 認定対象の区分に応じ、それぞれ次の方法により技術的審査を受けた場合
 - 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合
 - ①登録住宅性能評価機関で技術的審査を受けた場合
 - ②他法令等による認定書等により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる場合
 - ・性能向上計画認定書及び建築基準法第7条又は第7条の2の規定に基づき検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けている場合
 - ・住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等の性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（平成28年4月1日に存する建築物の住宅部分については一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）及び検査済証の交付を受けている場合
 - ・都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定書及び検査済証の交付を受けている場合
 - 非住宅建築物が認定対象の場合
 - ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けた場合
 - ②登録住宅性能評価機関かつ指定確認検査機関で技術的審査を受けた場合
 - ③他法令等による認定書等により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる場合
 - ・性能向上計画認定書及び検査済証の交付を受けている場合
 - ・都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定書及び検査済証の交付を受けている場合
 - 複合建築物全体が対象の場合
 - ①登録住宅性能評価機関かつ指定確認検査機関で技術的審査を受けた場合
 - ②登録住宅性能評価機関かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関で技術的審査を受けた場合
 - ③他法令等による認定書等により建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる場合
 - ・性能向上計画認定書及び検査済証の交付を受けている場合
 - ・都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定書及び検査済証の交付を受けている場合
- ※2 一戸建ての住宅又は住戸部分を仕様基準により評価している場合
- ※3 モデル建物法により評価している場合